

(3)大分市地域公共交通計画の変更について

大分市地域公共交通協議会

大分市地域公共交通ネットワーク図



令和6年8月 日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で高齢者の免許返納者数は増加し、移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。事業開始後5年ほどが経過する中で、利用者から運行内容の改善やスクールバスとの乗り合わせなどを求める声が多く寄せられたことから、平成22年10月から平成24年3月までの間、「新コミュニティ交通運行実証実験事業」として、一部の地域において運行内容を改善し、その利用状況等の調査・検証を行った。

この検証結果に基づき、平成24年4月から全市的に「ふれあい交通運行事業」を実施し、平成29年4月には運賃や利用要件等の制度拡充を行った。

市内の路線バスにおいては、**利用者の減少等により採算性を確保することが困難となり、特に、過疎地域や交通不便地域の路線維持が課題となっている。**

令和2年10月には、**利用者が少ない地域や狭隘道路で安全運行が困難な地域の一部路線が廃止となり、本市が、地域住民の通学や通勤、買い物など日常生活における移動手段を確保するため、路線バス代替交通を運行している。**

令和6年10月からは、**近年の乗務員不足等の影響により、本市の地域内フィーダー系統「机張原線・柞原線・大分市内線」が休止となることから、路線バス代替交通の運行を計画している。**

本計画では、「ふれあい交通運行事業」、「生活交通確保維持事業」、「**路線バス代替交通運行事業**」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

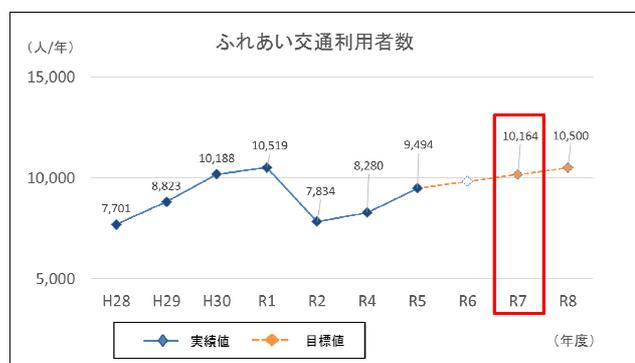
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,164人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く）とする。

※各ルートの令和5年度実績値については添付資料①参照

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年度）の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率（稼働率）を63.0%以上とする。

※参考資料①参照

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をし

たものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

- ③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。
- ④地域検討会の参加者に対して、運行についての満足度調査を実施し、半数以上のルートにおいて、参加者70%以上が「満足」と回答することを目標とする。
- ⑤稼働率が低いルートの主な要因として、登録者の生活環境の変化に起因する例も多くあるが、四半期に一度、広報活動を行い、制度紹介や利用状況について周知することで、潜在的な利用者の発掘に努める。
- ⑥稼働率が低いルートにおいては職員が同伴してふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用に不安を抱えている登録者にも易しい事業とすることを旨とする。（新規取組）

	平成30年度 実績	令和元年度 実績値	...	令和5年度 実績値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
延べ利用者数	10,188	10,519 (100%)	...	9,494	10,164 (96.6%)	10,500

運行系統名【補助対象系統のみ】	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(1) 赤仁田ルート	444人	475人	491人
(2) 檜原ルート	293人	314人	324人
(3) 弓立ルート（通常便：戸次）	326人	349人	361人
(4) 弓立ルート（通学便：戸次）	1,708人	1,708人	1,708人
(5) 弓立ルート（通常便：判田）	133人	142人	147人
(6) 中野ルート	383人	410人	424人
(7) 上石合ルート	106人	114人	117人
(8) 入蔵ルート	170人	182人	188人
(9) 市尾ルート	545人	584人	603人
(10) 延命寺ルート	1,041人	1,115人	1,152人
(11) 一木ルート	427人	457人	472人
(12) 屋山ルート	973人	1,042人	1,076人
(13) 折立ルート	91人	97人	101人
(14) 道尻ルート	201人	215人	222人
(15) 木佐上ルート（馬場）	97人	104人	108人
(16) 木佐上ルート（神崎中学校前）	221人	237人	244人
(17) 大志生木ルート	430人	460人	476人
(18) 大黒ルート	282人	302人	312人

2) 路線バス

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(19) 臼関線（佐賀関～臼杵駅）	1,055人	1,305人	1,305人
(20) 臼関線（佐賀関～下浦）	4,406人	5,712人	5,712人

※臼杵市の区間は補助対象外。佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみを算出。
※大分市地域公共交通計画の目標値である令和2年度実績値を目標とする。

3) 代替交通

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(21) 柞原線 （野稲田～生石一丁目） （野稲田～ミスターマックス～生石一丁目） （柞原～ミスターマックス～生石一丁目） （野稲田～西大分駅前） （野稲田～ミスターマックス～西大分駅前）	—	6,592人	6,592人
(22) 机張原線 （机張原公民館前～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～西大分駅前）	—	5,862人	5,862人
(23) 中大山線 （中大山～生石一丁目） （中大山～ミスターマックス～西大分駅前）	—	2,470人	2,470人
(24) 東八幡線 （東八幡～西大分駅前） （東八幡～ミスターマックス～西大分駅前） （東八幡～ミスターマックス～生石一丁目）	—	2,470人	2,470人

※1便あたり2名以上の乗車を目標として算出。令和5年度の暦を基に算出した数値を目標値として取り扱う。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1) ふれあい交通

- ・定期的に地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。（大分市）
- ・地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。（大分市）
- ・停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。（大分市）
（大分市地域公共交通計画 P95 を参照）

2) 路線バス

- ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。（大分市、バス事業者）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市、バス事業者）

3) 路線バス代替交通

- ・沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行う。（大分市）
（大分市地域公共交通計画 P97 を参照）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
1) ふれあい交通 大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 21,866 千円のうち、国庫補助額 693 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和5年度実績)
2) 路線バス 運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 10,480 千円から経常収益 2,006 千円及び国庫補助金 1,042 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和5年度実績)
3) 路線バス代替交通 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託により運行する当該事業は、業務委託料のうち、国庫補助額を差し引いた差額分を大分市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
1) ふれあい交通 ・月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 ・地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
2) 路線バス ・利用者数調査を行い、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
3) 路線バス代替交通 ・月ごとに利用者数の調査を実施する。 ・利用者アンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月3日（令和6年度第1回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダー計画の協議、承認 ・令和6年8月5日（令和6年度第2回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダー計画（変更）の協議、承認
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい交通」地域検討会の開催 定期的に利用している住民を選定のうえ、計32箇所、延べ257名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。 ・「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催 ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。 ・「路線バス代替交通」意見交換会及び地元説明会の開催 八幡地区において、意見交換会を計6回、延べ161名、運行説明会を計5回、延べ121名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。

6-2-3 各公共交通やコミュニティバス等の位置付け・役割

本市は、JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線が結節する大分駅を中心市街地に有するとともに、関西や四国を結ぶフェリーや空港アクセスバス、九州各県等の各都市を結ぶ高速バスや県内幹線バスの発着地となっており、東九州の玄関口としての役割や大分市を含む圏域 5 市 1 町の大分都市圏の中核都市としての役割を有しています。

このような中、中心市街地を循環する「大分きゃんバス」、**路線バスが休廃止された地域を運行する「路線バス代替交通」、公共交通の利用が不便な地域を運行する「ふれあい交通」**などが路線バス等を補完しています。

なお、路線バスや**路線バス代替交通**、ふれあい交通の一部で地域間幹線系統確保維持費国庫補助金や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、運行を維持・確保しているシステムがあります。

■位置付け・役割

位置付け	公共交通・事業	役割	確保・維持
広域幹線 (公共交通幹線軸)	鉄道	JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線の全 17 駅があり、市民の地域内交通だけでなく、都市拠点から市外への広域交通を担います。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。
地域内幹線 (公共交通幹線軸)	路線バス	大分駅を発着地として、市内並びに隣接市等の各拠点を運行します	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統*については、地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (拠点間連携軸)		市内各地域を運行し、軸となる幹線などと接続しており、本市の市内人口の 97.4% (P29「図 鉄道と路線バスの人口カバー状況の整理結果」参照) をカバーしています。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (地区拠点内移動)	ふれあい交通	市内の交通不便地域において、買い物や通院など日常生活における移動手段を担います。	交通事業者と連携した取組により、地域の方のニーズにあった運行を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	路線バス代替交通	路線バスが 休廃止 となった地域において代替交通を運行し、地域の生活交通を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。 一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	大分きゃんバス	JR 大分駅やまちなか、大分市美術館等の回遊性向上など、中心市街地における移動を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。

*市域をまたいで運行する地域間幹線系統の一部系統は、県等が策定する地域公共交通計画に位置付け、役割、必要性等が設定されており、それに基づき、地域公共交通確保維持事業を活用します。

6-2-4 地域公共交通確保維持事業の必要性

本市における地域公共交通の基本理念、基本方針、あるべき姿を目指すためには、既存の公共交通を最大限活用するとともに、国庫補助を活用した事業を実施することにより、地域公共交通ネットワークを確保・維持する必要があります。国庫補助を活用した事業の必要性は以下のとおりです。

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用

- ・路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況です。
- ・また、鉄道、路線バスがない交通不便地域において、市民等の買い物や通院、その他の外出を支える移動手段がなく、日常生活に支障をきたすおそれがある状況です。
- ・このため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス、**路線バス代替交通**、ふれあい交通を運行することで、市民の移動手段の確保が必要です。

■各事業における必要性

番号	事業名	必要性
1	路線バス（臼関線）	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市と臼杵市を結ぶルートで主に佐賀関地域の市民の通勤や買い物、通院等の日常生活での移動を担っています。また、臼関線以外の路線バスはなく、欠かせない路線です。 ・一方で、過疎地域は特に人口減少や高齢化率が高く、採算性の確保が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
2	路線バス代替交通 運行事業（杵原線、 机張原線、中大山 線、東八幡線）	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡地域の市民の通勤や通学、買い物等の日常生活での移動を担っています。また、八幡地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 ・一方で、交通不便地域の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
3	ふれあい交通運行 事業（一部ルート）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域において、市民の買い物、通院、その他の外出機会など、日常生活での移動手段を担っています。また、不便地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 ・一方で、高齢者等の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

本市における地域公共交通の基本理念や基本方針の実現に向け、以下の計画目標を設定します。

表 評価指標の現況値と目標値

目標	評価指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)	
だれもが安心して生活できる生活交通の確保	フィーダー補助系統の利用者数	62,354 人/年	7,017 人/年	
	路線バス代替交通利用者数	12,757 人/年	30,094 人/年	
	ふれあい交通の利用者数	7,834 人/年	10,500 人/年	
都市拠点と地区拠点のにぎわい創出	大ききゃんバスの年間利用者数	36,733 人/年	65,000 人/年	
	各地区の特定するバス停のバス乗降客数(1日あたり)	大分駅前	6,951 人/日	7,500 人/日
		鶴崎駅・鶴崎	298 人/日	400 人/日
		大在駅前・大在駅裏	35 人/日	70 人/日
		坂ノ市駅	77 人/日	80 人/日
		佐賀関	158 人/日	160 人/日
		アクロス前・アクロス入口	465 人/日	530 人/日
		判田橋・判田局前	34 人/日	60 人/日
		戸次	80 人/日	130 人/日
		トキハわさだタウン	465 人/日	510 人/日
野津原		27 人/日	40 人/日	
公共交通利用者の維持・確保	鉄道の乗車人員 *竹中駅を除く大分市内 16 駅	24,620 人/日	33,000 人/日	
	路線バスの乗降客数	7,330 千人/年	9,600 千人/年	
	タクシー利用者数	2,909 千人/年	4,495 千人/年	
	路線バスの収支率(市内線) *バス年度：10月～9月	84.0%	100%	
	公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率 (フィーダー補助系統)	35%	35%	
	公的資金投入額(主な地域旅客運送サービスに関する事業)	343,025 千円/年	343,000 千円/年	
だれもが利用しやすい公共交通	全バス車両に占める低床バス車両の割合 *低床バス車両：BF 法適合車両(スロープ付き及びリフト付きバス)を含む	66.3%	80%以上	
	全タクシー車両に占めるUDタクシーの割合	15.1%	25%	
	観光入込客数	2,695,681 人/年	5,000,000 人/年	
	「バスどこ大分」の年間閲覧者数	5,500,537 ページビュー/年	8,730,000 ページビュー/年	
	バス事業者の LINE 公式アカウントの登録者数 (各年度上半期：4～9月)	1,317 人 (R3)	1,450 人	
その他参考				
基本方針に則った本計画記載事業の着実な実施	年次別の事業着手度合い	—	100%	

4) 路線バス代替交通の運行及び見直しの検討

① 取組の目的

市内バス事業者は、路線バス利用者の減少や運転手不足等を理由に、利用者が少ない地域や狭隘道路で安全運行が困難な地域の一部路線を休廃止しています。それらの地域において、本市が、路線バス代替交通を運行し地域の生活交通を確保します。

② 取組の内容

本市が委託する一般乗合旅客自動車運送事業者（タクシー事業者等）が、ジャンボタクシー（定員9名）で所定の停留所を通過し最寄りの路線バス（乗り継ぎ停留所）に接続するよう運行します。

【運行形態】 路線定期運行／**路線不定期運行**

【停留所】 廃止バス路線の停留所等

【その他】 最寄りの路線バスと乗り継ぎが可能な時刻、便数で運行

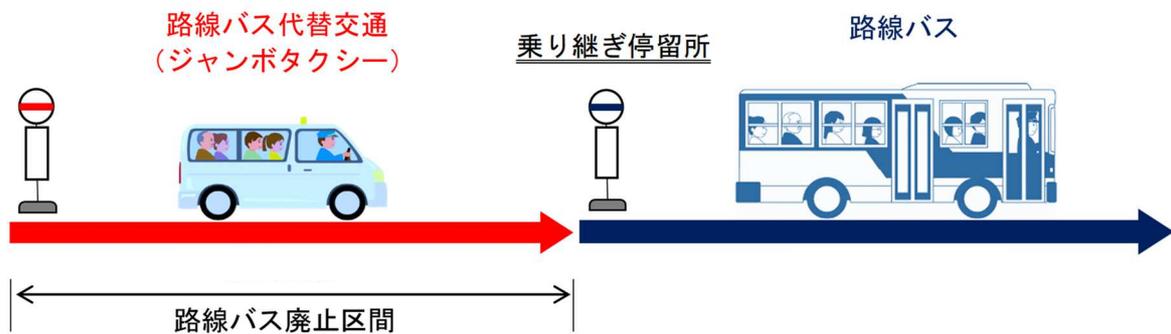


図 路線バス代替交通の概念図

■ 運行の見直し

沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行います。

■ 国庫補助の活用

国庫補助を活用しつつ、路線バス代替交通を継続的に実施します。また、路線バス代替交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要は別表に記載。

③ 期待される効果

公共交通不便地域の発生を抑制するとともに、すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できるよう公共交通ネットワークの維持を図ります。

④ 実施主体とスケジュール

実施主体	スケジュール		
	前期	中期	後期
大分市、交通事業者、 市民・利用者	実施・調査・検討		

〈別表〉

■ 路線バス、**路線バス代替交通**、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

令和6年10月1日 改正予定

路線バス、**路線バス代替交通**

系統名	運行経路		事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港					
(削除)						
佐賀関線	大分駅～佐賀関					
鉄輪線	大分駅～鉄輪					
別大線	大分駅～関の江					
臼関線	佐賀関～臼杵駅		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
臼関線	佐賀関～下浦					
(削除)						
その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礪～わさだT ～三愛メディカル 等		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
路線バス代替交通 (たきお、のつはるコミュニティバス)	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所		4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者に委託)	なし
路線バス代替交通 (やはたコミュニティバス)	柞原線	野稻田～ミスターマックス～生石一丁目 等	4条乗合	路線定期運行 / 路線不定期運行※	大分市 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助
	机張原線	机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目 等				
	中大山線	中大山～ミスターマックス～西大分駅前 等				
	東八幡線	東八幡～ミスターマックス～西大分駅前 等				
大分きゃんバス	大分駅～市美術館～県立美術館～大分駅(循環バス)		4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者に委託)	なし

※時間帯や区間によって運行態様が異なる

ふれあい交通

系統名（ルート）	運行経路	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	ファイダー補助
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停				
弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停				
中野	中野停留所～河原第2ステーション停留所～戸次バス停				
上石合	屋形木～廻洲～野津原支所				
入蔵	グループホーム館前～上ノ原～野津原バス停				
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂の市バス停				
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂の市バス停				
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停				
屋山	屋山団地～TOTO 北～坂の市バス停				
折立	折立上～殿下橋～坂の市小学校前バス停				
道尻	タブの木～下道尻橋～坂の市小学校前バス停				
木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停				
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停				
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停				
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停				
旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停				
摺	丹生山～平連石～野津原支所				
朝海	朝海～辻原入口～野津原支所				
高沢	杵ヶ原～丸山～野津原支所				
舟ヶ平	舟ヶ平～福城寺前バス停～野津原支所				
畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停				
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停				
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停				
堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停				
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停				
庄の原	庄の原 1-1～ケアハウス庄の原苑前～大石町一丁目バス停				
上白木	13組～ミスターマックス西大分店～生石一丁目バス停				
望みが丘	34街区中央～南新町～久保バス停				
曙台	城原東～城原西～浜入口バス停				
福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停				

〈巻末資料〉

■ 策定経緯

表 策定経緯

日付		会議名	議事
2021 (令和3) 年	6月7日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通協議会分科会 2. 網形成計画の進捗状況及び交通計画 3. アンケート調査
	6月14日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通協議会会則改正(案) 2. ふれあい交通運行事業 事業計画変更(案) 3. 生活交通確保維持改善計画【大分市域内フィーダー系統確保維持計画】(案)
	9月3日	令和3年度第2回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通網形成計画の総括 2. 大分市地域公共交通計画骨子(案)
	10月22日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会	1. 中心市街地循環バス「大分きゃんバス」ルート変更(案) 2. 「大分市地域公共交通計画」策定
	11月16日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. これまでの各種会議の意見について 2. 大分市地域公共交通計画(素案) 3. 大分市地域公共交通計画の評価指標
	12月23日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(素案) 2. 路線バス代替交通運行事業 3. 令和元・2年度バリアフリー化設備等整備事業日豊本線 大在駅 生活交通改善事業計画事業評価(案)
2022 (令和4) 年	1月13日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通計画(素案)からの変更点 2. 大分市地域公共交通計画(案)
	1月18日	令和3年度第5回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(案) 2. 令和3年度生活交通確保維持改善計画【大分市内フィーダー系統確保維持計画】事業評価(案)
	2月1日～28日	大分市地域公共交通計画(案)についての市民意見公募(パブリックコメント)の実施	意見提出期間：令和4年2月1日～28日 意見の提出者：1人 意見件数：1件
	3月14日	令和3年度第7回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(案)

※第2回、第6回大分市地域公共交通協議会では、本計画について議題なし

■ 変更

令和5年8月変更

日付		会議名	議事
令和5年	8月2日	令和5年度第2回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画変更(案) 2. 大分市地域公共交通協議会会則改正(案)

令和6年8月変更

日付		会議名	議事
令和6年	8月5日	令和6年度第2回 大分市地域公共交通協議会	1. 路線バス代替交通(柞原、机張原)について 2. 大分市地域公共交通計画変更(案)

■大分市地域公共交通協議会会則

(設置)

第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の实情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。)及び同法第27条の1第4第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。)の作成等を行うため、大分市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について業務を行うものとする。

- (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する協議
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 大分市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客定期航路事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 鉄道事業者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
- (8) 大分県知事又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 港湾管理者又はその指名する者
- (12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者
- (13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者
- (14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者
- (15) 学識経験者
- (16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事を2人置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。

- (1) 大分市情報公開条例(平成16年大分市条例第3号)第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員又は委員の関係者（委員と同じ法人に所属する者をいう。）から会長が指名する者をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を招集して分科会の会議を開くことができる。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。
- 6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。
- 7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

- 2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第12条 委員（第3条第1項第6号、第9号、第15号及び第16号に規定する委員に限る。）に対する報償は、第10条第2項の規定に基づき、会長が決定し、これを支払うことができる。

- 2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、予算の範囲内で、会長が決定し、これを支払うことができる。

(残余財産の帰属)

第13条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成23年 6月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年 6月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年 10月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3年 6月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5年 8月2日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6年 6月20日から施行する。

■ 目標値の算出根拠

● フィーダー補助系統の利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、7,017 人/年とする。

【対象フィーダー補助系統】

- ・臼関線（佐賀関～臼杵駅）
- ・臼関線（佐賀関～下浦）

(削除)

※数値の算出は、補助金にあわせ前年 10 月～9 月とする

● 路線バス代替交通利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、30,094 人/年とする。

【対象代替交通】

- ・のつはるコミュニティバス
- ・たきおコミュニティバス
- ・やはたコミュニティバス（フィーダー補助系統）

現況値の数値について

- ・のつはる、たきお（12,700 人/年）

2020（令和 2）年 10 月からの運行のため、現況値は、2020（令和 2）年 10 月～2021（令和 3）年 9 月の数値を採用し、令和 3 年度は、2021（令和 3）年 4 月～2022（令和 4）年 3 月までの数値を実績値として取り扱う

- ・やはた（17,394 人/年）

1 便あたり 2 名以上の乗車を目標として算出。

● ふれあい交通の利用者数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、10,500 人/年とする。



図 ふれあい交通の利用者数（人/年）

● 公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率（フィーダー補助系統）

・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、35%とする。

【対象フィーダー補助系統】

- ・白関線（2 系統）
（削除）

※収支率については、国費と市費を除く経常収益（運送収入、運送雑収、営業外収益）と経常費用を割って算出を行う

● 公的資金投入額（主な地域旅客運送サービスに関する事業）

・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、343,000 千円/年とする。

決算ベース

対象事業
中心市街地循環型バス運行事業
ふれあい交通運行事業
路線バス代替交通運行事業
交通渋滞対策・公共交通利用促進事業（P&R）
交通結節機能施設等管理運營業務
生活交通確保維持事業（フィーダー補助）
低床バス車両購入費補助事業
交通・買い物支援対策事業（おでかけ交通）
長寿応援バス事業
公共交通受入環境整備事業（バスロケ・サイネージ）

※国庫補助、県補助の対象となる上記事業があるため、その補助金額を含んで算出

● 全バス車両に占める低床バス車両の割合

・目標値は、バリアフリー法を参考に 80%以上とする。

【低床バス車両】

- ・全車両（R2）：202 台
- ・低床バス車両（R2）：66.3%（134 台）
- ・低床バス車両（目標値）：80%以上

※低床バス車両：BF 法適合車両（スロープ付き及びリフト付きバス）を含む

● 全タクシー車両に占める UD タクシーの割合

・目標値は、バリアフリー法を参考に 25%以上とする。

【バリアフリー法の基本方針】

- ・2020(令和 2)年 11 月、国土交通省はバリアフリー法の基本方針（大臣告示）に掲げる福祉・UD タクシー車両台数の導入目標を全国 9 万台に上方修正しただけでなく、UD タクシーを地方に普及させることを目的に各都道府県のタクシー総車両数の約 25%を UD タクシーにするという目標を新たに設定しました。

大分市地域公共交通計画

～新旧対照表～

旧

別紙

令和6年6月28日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で高齢者の免許返納者数は増加し、移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。事業開始後5年ほどが経過する中で、利用者から運行内容の改善やスクールバスとの乗り合わせなどを求める声が多く寄せられたことから、平成22年10月から平成24年3月までの間、「新コミュニティ交通運行実証実験事業」として、一部の地域において運行内容を改善し、その利用状況等の調査・検証を行った。

この検証結果に基づき、平成24年4月から全市的に「ふれあい交通運行事業」を実施し、平成29年4月には運賃や利用要件等の制度拡充を行っている。

市内の路線バスにおいては、近年、交通事業者単独による不採算路線の維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域の路線維持が課題となっている。

このような中、本計画では、「ふれあい交通運行事業」及び「生活交通確保維持事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,164人(弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く)とする。

※各ルートの令和5年度実績値については添付資料①参照

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(令和元年度)の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率(稼働率)を63.0%以上とする。

※参考資料①参照

新

別紙

令和6年8月 日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で高齢者の免許返納者数は増加し、移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。事業開始後5年ほどが経過する中で、利用者から運行内容の改善やスクールバスとの乗り合わせなどを求める声が多く寄せられたことから、平成22年10月から平成24年3月までの間、「新コミュニティ交通運行実証実験事業」として、一部の地域において運行内容を改善し、その利用状況等の調査・検証を行った。

この検証結果に基づき、平成24年4月から全市的に「ふれあい交通運行事業」を実施し、平成29年4月には運賃や利用要件等の制度拡充を行った。

市内の路線バスにおいては、**利用者の減少等により採算性を確保することが困難となり**、特に、過疎地域や交通不便地域の路線維持が課題となっている。

令和2年10月には、**利用者が少ない地域や狭隘道路で安全運行が困難な地域の一部路線が廃止となり、本市が、地域住民の通学や通勤、買い物など日常生活における移動手段を確保するため、路線バス代替交通を運行している。**

令和6年10月からは、**近年の乗務員不足等の影響により、本市の地域内フィーダー系統「机張原線・柞原線・大分市内線」が休止となることから、路線バス代替交通の運行を計画している。**

本計画では、「ふれあい交通運行事業」、「生活交通確保維持事業」、「**路線バス代替交通運行事業**」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,164人(弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く)とする。

※各ルートの令和5年度実績値については添付資料①参照

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(令和元年度)の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率(稼働率)を63.0%以上とする。

※参考資料①参照

旧

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をしたものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

- ③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。
- ④地域検討会の参加者に対して、運行についての満足度調査を実施し、半数以上のルートにおいて、参加者70%以上が「満足」と回答することを目標とする。
- ⑤稼働率が低いルートの主な要因として、登録者の生活環境の変化に起因する例も多くあるが、四半期に一度、広報活動を行い、制度紹介や利用状況について周知することで、潜在的な利用者の発掘に努める。
- ⑥稼働率が低いルートにおいては職員が同伴してふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用に不安を抱えている登録者にも易しい事業とすることを旨とする。（新規取組）

	平成30年度 実績	令和元年度 実績値	...	令和5年度 実績値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
延べ利用者数	10,188	10,519 (100%)	...	9,494	10,164 (96.6%)	10,500

運行系統名【補助対象系統のみ】	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(1)赤仁田ルート	444人	475人	491人
(2)檉原ルート	293人	314人	324人
(3)弓立ルート（通常便：戸次）	326人	349人	361人
(4)弓立ルート（通学便：戸次）	1,708人	1,708人	1,708人
(5)弓立ルート（通常便：判田）	133人	142人	147人
(6)中野ルート	383人	410人	424人
(7)上石合ルート	106人	114人	117人
(8)入蔵ルート	170人	182人	188人
(9)市尾ルート	545人	584人	603人
(10)延命寺ルート	1,041人	1,115人	1,152人
(11)一木ルート	427人	457人	472人
(12)屋山ルート	973人	1,042人	1,076人
(13)折立ルート	91人	97人	101人
(14)道尻ルート	201人	215人	222人
(15)木佐上ルート（馬場）	97人	104人	108人
(16)木佐上ルート（神崎中学校前）	221人	237人	244人

新

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をしたものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

- ③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。
- ④地域検討会の参加者に対して、運行についての満足度調査を実施し、半数以上のルートにおいて、参加者70%以上が「満足」と回答することを目標とする。
- ⑤稼働率が低いルートの主な要因として、登録者の生活環境の変化に起因する例も多くあるが、四半期に一度、広報活動を行い、制度紹介や利用状況について周知することで、潜在的な利用者の発掘に努める。
- ⑥稼働率が低いルートにおいては職員が同伴してふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用に不安を抱えている登録者にも易しい事業とすることを旨とする。（新規取組）

	平成30年度 実績	令和元年度 実績値	...	令和5年度 実績値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
延べ利用者数	10,188	10,519 (100%)	...	9,494	10,164 (96.6%)	10,500

運行系統名【補助対象系統のみ】	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(1)赤仁田ルート	444人	475人	491人
(2)檉原ルート	293人	314人	324人
(3)弓立ルート（通常便：戸次）	326人	349人	361人
(4)弓立ルート（通学便：戸次）	1,708人	1,708人	1,708人
(5)弓立ルート（通常便：判田）	133人	142人	147人
(6)中野ルート	383人	410人	424人
(7)上石合ルート	106人	114人	117人
(8)入蔵ルート	170人	182人	188人
(9)市尾ルート	545人	584人	603人
(10)延命寺ルート	1,041人	1,115人	1,152人
(11)一木ルート	427人	457人	472人
(12)屋山ルート	973人	1,042人	1,076人
(13)折立ルート	91人	97人	101人
(14)道尻ルート	201人	215人	222人
(15)木佐上ルート（馬場）	97人	104人	108人
(16)木佐上ルート（神崎中学校前）	221人	237人	244人

旧				新			
(17)大志生ホルート	430人	460人	476人	(17)大志生ホルート	430人	460人	476人
(18)大黒ルート	282人	302人	312人	(18)大黒ルート	282人	302人	312人
2) 路線バス				2) 路線バス			
①年間利用者数の目標値を定める。				年間利用者数の目標値を定める。			
運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度	運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(19)臼関線(佐賀関～臼杵駅)	人	人	人	(19)臼関線(佐賀関～臼杵駅)	1,055人	1,305人	1,305人
(20)臼関線(佐賀関～下浦)	人	人	人	(20)臼関線(佐賀関～下浦)	4,406人	5,712人	5,712人
※臼杵市の区間は補助対象外となっている。				※臼杵市の区間は補助対象外。佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみを算出。			
※机張原線、柞原線により目標値が変動する為、保留とする。				※大分市地域公共交通計画の目標値である令和2年度実績値を目標とする。			
②年間利用者数の目標値を定める。				3) 代替交通			
運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度	年間利用者数の目標値を定める。			
(21)机張原線(5号地大交車庫前～田室町～机張原)				運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(22)柞原線(5号地大交車庫前～田室町～柞原)				(21)柞原線 (野福田～生石一丁目) (野福田～ミスターマックス～生石一丁目) (柞原～ミスターマックス～生石一丁目) (野福田～西大分駅前) (野福田～ミスターマックス～西大分駅前)	—	6,592人	6,592人
(23)机張原線(5号地大交車庫前～西春日町～机張原)				(22)机張原線 (机張原公民館前～生石一丁目) (机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目) (机張原公民館前～ミスターマックス～西大分駅前)	—	5,862人	5,862人
(24)柞原線(5号地大交車庫前～西春日町～柞原)				(23)中大山線 (中大山～生石一丁目) (中大山～ミスターマックス～西大分駅前)	—	2,470人	2,470人
(25)大分市内線(大分駅前～新川～中大山)				(24)東八幡線 (東八幡～西大分駅前) (東八幡～ミスターマックス～西大分駅前) (東八幡～ミスターマックス～生石一丁目)	—	2,470人	2,470人
(26)大分市内線(大分駅前～西春日町～下坂本)				※1便あたり2名以上の乗車を目標として算出。令和5年度の暦を基に算出した数値を目標値として取り扱う。			
※本年5月1日に、九州運輸局長より、本年10月1日から大分交通(株)が運行する机張原線、柞原線を休止とする公示がありました。それを受け、今後の方針について検討段階の為、計画を保留としたい。				3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体			
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体				3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体			
1) ふれあい交通				1) ふれあい交通			
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。(大分市) 地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。(大分市) 停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。(大分市) (大分市地域公共交通計画 P93を参照) 				<ul style="list-style-type: none"> 定期的な地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。(大分市) 地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。(大分市) 停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。(大分市) (大分市地域公共交通計画 P95を参照) 			
2) 路線バス				2) 路線バス			
「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」と同様の理由で保留としたい。				<ul style="list-style-type: none"> 行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。(大分市、バス事業者) 沿線住民へ利用実績の周知を図る。(大分市、バス事業者) 			

旧	新
(新設)	<p>3) 路線バス代替交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行う。(大分市) <p>(大分市地域公共交通計画 P97を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿線住民へ利用実績の周知を図る。(大分市)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p> <p>別添表1のとおり。</p>	<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p> <p>別添表1のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>	<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>1) ふれあい交通</p> <p>大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 21,866 千円のうち、国庫補助額 693 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和5年度実績)</p>	<p>1) ふれあい交通</p> <p>大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 21,866 千円のうち、国庫補助額 693 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和5年度実績)</p>
<p>2) 路線バス</p> <p>運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 41,802 千円から経常収益 11,746 千円及び国庫補助金 3,697 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和5年度実績)</p>	<p>2) 路線バス</p> <p>運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 10,480 千円から経常収益 2,006 千円及び国庫補助金 1,042 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和5年度実績)</p>
(新設)	<p>3) 路線バス代替交通</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者への委託により運行する当該事業は、業務委託料のうち、国庫補助額を差し引いた差額分を大分市が負担する。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>	<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>1) ふれあい交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 	<p>1) ふれあい交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
<p>2) 路線バス</p> <p>「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」と同様の理由で保留とした。</p>	<p>2) 路線バス</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者数調査を行い、実態の把握に努める。 毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
(新設)	<p>3) 路線バス代替交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 月ごとに利用者数の調査を実施する。 利用者アンケートを実施し、実態の把握に努める。 毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>	<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>	<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>

旧	新
該当なし	該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし	該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表5のとおり	別添表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標	(1) 事業の目標
該当なし	該当なし
(2) 事業の効果	(2) 事業の効果
該当なし	該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標	(1) 事業の目標
該当なし	該当なし
(2) 事業の効果	(2) 事業の効果
該当なし	該当なし

旧	新
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p> <p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>・令和6年6月3日（令和6年度第1回協議会）会則の改定、事業内容について協議</p> <p>19. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>・「ふれあい交通」地域検討会の開催 定期的に利用している住民を選定のうえ、計32箇所、延べ257名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。</p> <p>・「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催 ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。</p>	<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p> <p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>・令和6年6月3日（令和6年度第1回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダ—計画の協議、承認</p> <p>・令和6年8月5日（令和6年度第2回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダ—計画（変更）の協議、承認</p> <p>19. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>・「ふれあい交通」地域検討会の開催 定期的に利用している住民を選定のうえ、計32箇所、延べ257名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。</p> <p>・「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催 ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。</p> <p>・「路線バス代替交通」意見交換会及び地元説明会の開催 八幡地区において、意見交換会を計6回、延べ161名、運行説明会を計5回、延べ121名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。</p>
<p>【本計画に関する担当者・連絡先】</p> <p>（住 所）〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号</p> <p>（所 属）大分市 都市計画部 都市交通対策課</p> <p>（氏 名）朝見 樹、幸 浩史朗</p> <p>（電 話）097-578-7795</p> <p>（e-mail）tosikotu@city.oita.oita.jp</p>	<p>【本計画に関する担当者・連絡先】</p> <p>（住 所）〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号</p> <p>（所 属）大分市 都市計画部 都市交通対策課</p> <p>（氏 名）朝見 樹、幸 浩史朗</p> <p>（電 話）097-578-7795</p> <p>（e-mail）tosikotu@city.oita.oita.jp</p>

旧

6-2-3 各公共交通やコミュニティバス等の位置付け・役割

本市は、JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線が結節する大分駅を中心市街地に有するとともに、関西や四国を結ぶフェリーや空港アクセスバス、九州各県等の各都市を結ぶ高速バスや県内幹線バスの発着地となっており、東九州の玄関口としての役割や大分市を含む圏域 5 市 1 町の大分都市圏の中核都市としての役割を有しています。

このような中、中心市街地を循環する「大分きゅんバス」、路線バスが廃止された地域や過疎地域などの交通不便地域を運行する乗合タクシーによる「路線バス代替交通」や「ふれあい交通」などが路線バス等を補完しています。

なお、路線バスやふれあい交通の一部で地域間幹線系統確保維持費国庫補助金や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、運行を維持・確保している系統があります。

■位置付け・役割

位置付け	公共交通・事業	役割	確保・維持
広域幹線 (公共交通幹線軸)	鉄道	JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線の全 17 駅があり、市民の地域内交通だけでなく、都市拠点から市外への広域交通を担います。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。
地域内幹線 (公共交通幹線軸)	路線バス	大分駅を発着地として、市内並びに隣接市等の各拠点を運行します	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統*については、地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (拠点間連携軸)		市内各地域を運行し、軸となる幹線などと接続しており、本市の市内人口の 97.4% (P29「図 鉄道と路線バスの人口カバー状況の整理結果」参照) をカバーしています。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (地区拠点内移動)	ふれあい交通	市内の交通不便地域において、買い物や通院など日常生活における移動手段を担います。	交通事業者と連携した取組により、地域の方のニーズにあった運行を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	路線バス代替交通	路線バスが廃止となった地域において代替交通(定時定路線)を運行し、地域の生活交通を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。
	大分きゅんバス	JR 大分駅やまちなか、大分市美術館等の回遊性向上など、中心市街地における移動を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。

※市域をまたいで運行する地域間幹線系統の一部系統は、県等が策定する地域公共交通計画に位置付け、役割、必要性等が設定されており、それに基づき、地域公共交通確保維持事業を活用します。

新

6-2-3 各公共交通やコミュニティバス等の位置付け・役割

本市は、JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線が結節する大分駅を中心市街地に有するとともに、関西や四国を結ぶフェリーや空港アクセスバス、九州各県等の各都市を結ぶ高速バスや県内幹線バスの発着地となっており、東九州の玄関口としての役割や大分市を含む圏域 5 市 1 町の大分都市圏の中核都市としての役割を有しています。

このような中、中心市街地を循環する「大分きゅんバス」、**路線バスが休廃止された地域を運行する「路線バス代替交通」、公共交通の利用が不便な地域を運行する「ふれあい交通」**などが路線バス等を補完しています。

なお、路線バスや**路線バス代替交通**、ふれあい交通の一部で地域間幹線系統確保維持費国庫補助金や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、運行を維持・確保している系統があります。

■位置付け・役割

位置付け	公共交通・事業	役割	確保・維持
広域幹線 (公共交通幹線軸)	鉄道	JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線の全 17 駅があり、市民の地域内交通だけでなく、都市拠点から市外への広域交通を担います。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。
地域内幹線 (公共交通幹線軸)	路線バス	大分駅を発着地として、市内並びに隣接市等の各拠点を運行します	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統*については、地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (拠点間連携軸)		市内各地域を運行し、軸となる幹線などと接続しており、本市の市内人口の 97.4% (P29「図 鉄道と路線バスの人口カバー状況の整理結果」参照) をカバーしています。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (地区拠点内移動)	ふれあい交通	市内の交通不便地域において、買い物や通院など日常生活における移動手段を担います。	交通事業者と連携した取組により、地域の方のニーズにあった運行を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	路線バス代替交通	路線バスが 休廃止 となった地域において代替交通を運行し、地域の生活交通を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。 一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	大分きゅんバス	JR 大分駅やまちなか、大分市美術館等の回遊性向上など、中心市街地における移動を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。

※市域をまたいで運行する地域間幹線系統の一部系統は、県等が策定する地域公共交通計画に位置付け、役割、必要性等が設定されており、それに基づき、地域公共交通確保維持事業を活用します。

旧

6-2-4 地域公共交通確保維持事業の必要性

本市における地域公共交通の基本理念、基本方針、あるべき姿を目指すためには、既存の公共交通を最大限活用するとともに、国庫補助を活用した事業を実施することにより、地域公共交通ネットワークを確保・維持する必要があります。国庫補助を活用した事業の必要性は以下のとおりです。

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用

- ・路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況です。
- ・また、鉄道、路線バスがない交通不便地域において、市民等の買い物や通院、その他の外出を支える移動手段がなく、日常生活に支障をきたすおそれがある状況です。
- ・このため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス、ふれあい交通を運行することで、市民の移動手段の確保が必要です。

■各事業における必要性

番号	事業名	必要性
1	路線バス（臼関線）	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市と臼杵市を結ぶルートで主に佐賀県地域の市民の通勤や買い物、通院等の日常生活での移動を担っています。また、臼関線以外の路線バスはなく、欠かせない路線です。 ・一方で、過疎地域は特に人口減少や高齢化率が高く、採算性の確保が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
2	路線バス（柞原・机張原・大分市内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心部と西大分方面を結ぶルートで西大分方面の市民の通勤や通学、買い物等の日常生活での移動を担っています。さらには、観光地である柞原八幡宮まで大分駅からアクセスできる唯一の路線です。 ・一方で、採算性の確保が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
3	ふれあい交通運行事業（一部ルート）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域において、市民の買い物、通院、その他の外出機会など、日常生活での移動手段を担っています。また、不便地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 ・一方で、高齢者等の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

新

6-2-4 地域公共交通確保維持事業の必要性

本市における地域公共交通の基本理念、基本方針、あるべき姿を目指すためには、既存の公共交通を最大限活用するとともに、国庫補助を活用した事業を実施することにより、地域公共交通ネットワークを確保・維持する必要があります。国庫補助を活用した事業の必要性は以下のとおりです。

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用

- ・路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況です。
- ・また、鉄道、路線バスがない交通不便地域において、市民等の買い物や通院、その他の外出を支える移動手段がなく、日常生活に支障をきたすおそれがある状況です。
- ・このため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス、**路線バス代替交通**、ふれあい交通を運行することで、市民の移動手段の確保が必要です。

■各事業における必要性

番号	事業名	必要性
1	路線バス（臼関線）	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市と臼杵市を結ぶルートで主に佐賀県地域の市民の通勤や買い物、通院等の日常生活での移動を担っています。また、臼関線以外の路線バスはなく、欠かせない路線です。 ・一方で、過疎地域は特に人口減少や高齢化率が高く、採算性の確保が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
2	路線バス代替交通運行事業（柞原線、机張原線、中大山線、東八幡線）	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡地域の市民の通勤や通学、買い物等の日常生活での移動を担っています。また、八幡地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 ・一方で、交通不便地域の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
3	ふれあい交通運行事業（一部ルート）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域において、市民の買い物、通院、その他の外出機会など、日常生活での移動手段を担っています。また、不便地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 ・一方で、高齢者等の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

旧

新

6-3 計画の目標

6-3 計画の目標

本市における地域公共交通の基本理念や基本方針の実現に向け、以下の計画目標を設定します。

本市における地域公共交通の基本理念や基本方針の実現に向け、以下の計画目標を設定します。

表 評価指標の現況値と目標値

表 評価指標の現況値と目標値

目標	評価指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)	
だれもが安心して生活できる生活交通の確保	フィーダー補助系統の利用者数	62,354 人/年	62,354 人/年	
	路線バス代替交通利用者数	12,757 人/年	12,700 人/年	
	ふれあい交通の利用者数	7,834 人/年	10,500 人/年	
都市拠点と地区拠点のにぎわい創出	大分きゃんバスの年間利用者数	36,733 人/年	65,000 人/年	
	客数(各地区の特定するバス停のバス乗降(1日あたり))	大分駅前	6,951 人/日	7,500 人/日
		鶴崎駅・鶴崎	298 人/日	400 人/日
		大在駅前・大在駅裏	35 人/日	70 人/日
		坂ノ市駅	77 人/日	80 人/日
		佐賀関	158 人/日	160 人/日
		アクロス前・アクロス入口	465 人/日	530 人/日
		判田橋・判田局前	34 人/日	60 人/日
		戸次	80 人/日	130 人/日
		トキハわさだタウン	465 人/日	510 人/日
野津原		27 人/日	40 人/日	
公共交通利用者の維持・確保	鉄道の乗車人員*竹中駅を除く大分市内 16 駅	24,620 人/日	33,000 人/日	
	路線バスの乗降客数	7,330 千人/年	9,600 千人/年	
	タクシー利用者数	2,909 千人/年	4,495 千人/年	
	路線バスの収支率(市内線) *バス年度: 10月~9月	84.0%	100%	
	公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率(フィーダー補助系統)	35%	35%	
公的資金投入額(主な地域旅客運送サービスに関する事業)	343,025 千円/年	343,000 千円/年		
だれもが利用しやすい公共交通	全バス車両に占める低床バス車両の割合 *低床バス車両: BF 法適合車両(スロープ付き及びリフト付きバス)を含む	66.3%	80%以上	
	全タクシー車両に占めるUDタクシーの割合	15.1%	25%	
	観光入込客数	2,695,681 人/年	5,000,000 人/年	
	「バスどこ大分」の年間閲覧者数	5,500,537 ページビュー/年	8,730,000 ページビュー/年	
	バス事業者のLINE 公式アカウントの登録者数(各年度上半期: 4~9月)	1,317 人 (R3)	1,450 人	
その他参考				
基本方針に則った本計画記載事業の着実な実施	年次別の事業着手度合い	—	100%	

目標	評価指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)	
だれもが安心して生活できる生活交通の確保	フィーダー補助系統の利用者数	62,354 人/年	7,017 人/年	
	路線バス代替交通利用者数	12,757 人/年	30,094 人/年	
	ふれあい交通の利用者数	7,834 人/年	10,500 人/年	
都市拠点と地区拠点のにぎわい創出	大分きゃんバスの年間利用者数	36,733 人/年	65,000 人/年	
	客数(各地区の特定するバス停のバス乗降(1日あたり))	大分駅前	6,951 人/日	7,500 人/日
		鶴崎駅・鶴崎	298 人/日	400 人/日
		大在駅前・大在駅裏	35 人/日	70 人/日
		坂ノ市駅	77 人/日	80 人/日
		佐賀関	158 人/日	160 人/日
		アクロス前・アクロス入口	465 人/日	530 人/日
		判田橋・判田局前	34 人/日	60 人/日
		戸次	80 人/日	130 人/日
		トキハわさだタウン	465 人/日	510 人/日
野津原		27 人/日	40 人/日	
公共交通利用者の維持・確保	鉄道の乗車人員*竹中駅を除く大分市内 16 駅	24,620 人/日	33,000 人/日	
	路線バスの乗降客数	7,330 千人/年	9,600 千人/年	
	タクシー利用者数	2,909 千人/年	4,495 千人/年	
	路線バスの収支率(市内線) *バス年度: 10月~9月	84.0%	100%	
	公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率(フィーダー補助系統)	35%	35%	
公的資金投入額(主な地域旅客運送サービスに関する事業)	343,025 千円/年	343,000 千円/年		
だれもが利用しやすい公共交通	全バス車両に占める低床バス車両の割合 *低床バス車両: BF 法適合車両(スロープ付き及びリフト付きバス)を含む	66.3%	80%以上	
	全タクシー車両に占めるUDタクシーの割合	15.1%	25%	
	観光入込客数	2,695,681 人/年	5,000,000 人/年	
	「バスどこ大分」の年間閲覧者数	5,500,537 ページビュー/年	8,730,000 ページビュー/年	
	バス事業者のLINE 公式アカウントの登録者数(各年度上半期: 4~9月)	1,317 人 (R3)	1,450 人	
その他参考				
基本方針に則った本計画記載事業の着実な実施	年次別の事業着手度合い	—	100%	

6-5-1 すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できる公共交通の維持・活性化

6-5-1 すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できる公共交通の維持・活性化 討

4) 路線バス代替交通の運行及び見直しの検討

4) 路線バス代替交通の運行及び見直しの検討

① 取組の目的

市内バス事業者は、路線バス利用者の減少や運転手不足等を理由に、利用者が少ない地域や狭隘道路で安全運行が困難な地域の一部路線を廃止しています。それらの地域において、本市が、**定時定路線型**の路線バス代替交通を運行し地域の生活交通を確保します。

① 取組の目的

市内バス事業者は、路線バス利用者の減少や運転手不足等を理由に、利用者が少ない地域や狭隘道路で安全運行が困難な地域の一部路線を**休**廃止しています。それらの地域において、本市が、路線バス代替交通を運行し地域の生活交通を確保します。

② 取組の内容

本市が委託する一般乗合旅客自動車運送事業者（タクシー事業者等）が、ジャンボタクシー（定員9名）で所定の停留所を通過し最寄りの路線バス（乗り継ぎ停留所）に接続するよう運行します。

② 取組の内容

本市が委託する一般乗合旅客自動車運送事業者（タクシー事業者等）が、ジャンボタクシー（定員9名）で所定の停留所を通過し最寄りの路線バス（乗り継ぎ停留所）に接続するよう運行します。



図 路線バス代替交通の概念図



図 路線バス代替交通の概念図

■ 運行の見直し

沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行います。

■ 運行の見直し

沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行います。

(新設)

■ 国庫補助の活用

国庫補助を活用しつつ、路線バス代替交通を継続的に実施します。また、路線バス代替交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要は別表に記載。

③ 期待される効果

公共交通不便地域の発生を抑制するとともに、すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できるよう公共交通ネットワークの維持を図ります。

③ 期待される効果

公共交通不便地域の発生を抑制するとともに、すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できるよう公共交通ネットワークの維持を図ります。

④ 実施主体とスケジュール

実施主体	スケジュール		
	前期	中期	後期
大分市、交通事業者、市民・利用者	実施・調査・検討		

④ 実施主体とスケジュール

実施主体	スケジュール		
	前期	中期	後期
大分市、交通事業者、市民・利用者	実施・調査・検討		

旧						新					
〈別表〉 ■路線バス、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要 令和6年6月28日時点						〈別表〉 ■路線バス、 路線バス代替交通 、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要 令和6年10月1日改正予定					
路線バス						路線バス、 路線バス代替交通					
系統名	運行経路	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用	系統名	運行経路	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助	伯大線	金池ターミナル～佐伯駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港					臼大線	金池ターミナル～臼杵港				
国大線	大分駅～国東					(削除)					
佐賀関線	大分駅～佐賀関					佐賀関線	大分駅～佐賀関				
鉄輪線	大分駅～鉄輪					鉄輪線	大分駅～鉄輪				
別大線	大分駅～関の江					別大線	大分駅～関の江				
臼関線	佐賀関～臼杵駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助	臼関線	佐賀関～臼杵駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
臼関線	佐賀関～下浦					臼関線	佐賀関～下浦				
机張原線	5号地大交車庫前～田室町～机張原					(削除)					
杵原線	5号地大交車庫前～田室町～杵原										
机張原線	5号地大交車庫前～西春日町～机張原										
杵原線	5号地大交車庫前～西春日町～杵原										
大分市内線	大分駅前～新川～中大山	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし	大分市内線	大分駅前～新川～中大山	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本					大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本				
その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礮～わさだT ～三愛メディカル 等	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし	その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礮～わさだT ～三愛メディカル 等	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
路線バス代替交通	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等	4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者に委託)	なし	路線バス代替交通	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等	4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者に委託)	なし
(新設)						路線バス代替交通 (やはたコミュニティバス)	杵原線 野稲田～ミスターマックス～生石一丁目 等 机張原線 机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目 等 中大山線 中大山～ミスターマックス～西大分駅前 等 東八幡線 東八幡～ミスターマックス～西大分駅前 等	4条乗合	路線定期運行/路線不定期運行※	大分市 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助
大分きゃんバス	大分駅～市美術館～県立美術館～大分駅(循環バス)	4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者に委託)	なし	大分きゃんバス	大分駅～市美術館～県立美術館～大分駅(循環バス)	4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者に委託)	なし

※時間帯や区間によって運行態様が変わる

旧						新									
ふれあい交通						ふれあい交通									
系統名(ルート)	運行経路	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用	系統名(ルート)	運行経路	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用				
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市(運行は交通事業者に委託)	ファイダー補助	赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市(運行は交通事業者に委託)	ファイダー補助				
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停					檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停								
弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停					弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停								
中野	中野停留所～河原第2ステーション停留所～戸次バス停					中野	中野停留所～河原第2ステーション停留所～戸次バス停								
上石合	屋形木～廻洲～野津原支所					上石合	屋形木～廻洲～野津原支所								
入蔵	グループホーム館前～上ノ原～野津原バス停					入蔵	グループホーム館前～上ノ原～野津原バス停								
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂の市バス停					市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂の市バス停								
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂の市バス停					延命寺	栗熊～延命寺入口～坂の市バス停								
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停					一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停								
屋山	屋山団地～TOTO北～坂の市バス停					屋山	屋山団地～TOTO北～坂の市バス停								
折立	折立上～殿下橋～坂の市小学校前バス停					折立	折立上～殿下橋～坂の市小学校前バス停								
道尻	タブの木～下道尻橋～坂の市小学校前バス停					道尻	タブの木～下道尻橋～坂の市小学校前バス停								
木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停					木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停								
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停					大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停								
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停					大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停								
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停					端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停					4条乗合	路線不定期運行	大分市(運行は交通事業者に委託)	なし
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停					大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停								
旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停	旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停												
摺	丹生山～平連石～野津原支所	摺	丹生山～平連石～野津原支所												
朝海	朝海～辻原入口～野津原支所	朝海	朝海～辻原入口～野津原支所												
高沢	杵ヶ原～丸山～野津原支所	高沢	杵ヶ原～丸山～野津原支所												
舟ヶ平	舟ヶ平～福城寺前バス停～野津原支所	舟ヶ平	舟ヶ平～福城寺前バス停～野津原支所												
畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停	畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停												
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停	家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停												
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停	葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停												
堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停	堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停												
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停	広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停												
庄の原	庄の原1-1～ケアハウス庄の原苑前～大石町一丁目バス停	庄の原	庄の原1-1～ケアハウス庄の原苑前～大石町一丁目バス停												
上白木	13組～ミスターマックス西大分店～八幡小学校前バス停	上白木	13組～ミスターマックス西大分店～ 生石一丁目バス停												
望みが丘	34街区中央～南新町～久保バス停	望みが丘	34街区中央～南新町～久保バス停												
曙台	城原東～城原西～浜入口バス停	曙台	城原東～城原西～浜入口バス停												
福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停	福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停												

旧			新			
〈巻末資料〉 ■策定経緯			〈巻末資料〉 ■策定経緯			
表 策定経緯			表 策定経緯			
日付	会議名	議事	日付	会議名	議事	
2021 (令和3) 年	6月7日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会分科会	6月7日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通協議会分科会 2. 網形成計画の進捗状況及び交通計画 3. アンケート調査	
	6月14日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会	6月14日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通協議会会則改正(案) 2. ふれあい交通運行事業 事業計画変更(案) 3. 生活交通確保維持改善計画【大分市地域内フィーダー系 統確保維持計画】(案)	
	9月3日	令和3年度第2回 大分市地域公共交通協議会分科会	9月3日	令和3年度第2回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通網形成計画の総括 2. 大分市地域公共交通計画(案)	
	10月22日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会	10月22日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会	1. 中心市街地循環バス「大分きゃんバス」ルート変更(案) 2. 「大分市地域公共交通計画」策定	
	11月16日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会分科会	11月16日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. これまでの各種会議の意見について 2. 大分市地域公共交通計画(素案) 3. 大分市地域公共交通計画の評価指標	
	12月23日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会	12月23日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(素案) 2. 路線バス代替交通運行事業 3. 令和元・2年度バリアフリー化設備等整備事業日豊本線 大在駅 生活交通改善事業計画事業評価(案)	
2022 (令和4) 年	1月13日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会分科会	1月13日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通計画(素案)からの変更点 2. 大分市地域公共交通計画(案)	
	1月18日	令和3年度第5回 大分市地域公共交通協議会	1月18日	令和3年度第5回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(案) 2. 令和3年度生活交通確保維持改善計画【大分市内フィー ダー系統確保維持計画】事業評価(案)	
	2月1日～ 28日	大分市地域公共交通計画(案)につ いての市民意見公募(パブリック コメント)の実施	2月1日～ 28日	大分市地域公共交通計画(案)につ いての市民意見公募(パブリック コメント)の実施	意見提出期間: 令和4年2月1日～28日 意見の提出者: 1人 意見件数: 1件	
	3月14日	令和3年度第7回 大分市地域公共交通協議会	3月14日	令和3年度第7回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(案)	
※第2回、第6回大分市地域公共交通協議会では、本計画について議題なし			※第2回、第6回大分市地域公共交通協議会では、本計画について議題なし			
■変更 令和5年8月変更			■変更 令和5年8月変更			
日付	会議名	議事	日付	会議名	議事	
令和5年	8月2日	令和5年度第2回 大分市地域公共交通協議会	令和5年	8月2日	令和5年度第2回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画変更(案) 2. 大分市地域公共交通協議会会則改正(案)
(新設)			令和6年8月変更			
日付	会議名	議事	日付	会議名	議事	
令和6年	8月5日	令和6年度第2回 大分市地域公共交通協議会	令和6年	8月5日	令和6年度第2回 大分市地域公共交通協議会	1. 路線バス代替交通(柞原、机張原)について 2. 大分市地域公共交通計画変更(案)

旧	新
<p>■大分市地域公共交通協議会会則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の实情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。))及び同法第27条の1第6第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。))の策定等を行い、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号通知)第2条第1項第1号に規定する協議会として同号に規定する生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される各種計画を含む。以下「生活交通確保維持改善計画」という。))の策定等を行うため、大分市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項 4) 生活交通確保維持改善計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項 5) 生活交通確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大分市長又はその指名する者 2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者 3) 一般旅客定期航路事業者 4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 5) 鉄道事業者 6) 住民又は利用者の代表 7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者 8) 大分県知事又はその指名する者 9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 10) 道路管理者又はその指名する者 11) 港湾管理者又はその指名する者 12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者 13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者 14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者 15) 学識経験者 16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者 <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。</p> <p>2 委員は再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。</p> <p>(監事)</p> <p>第6条 協議会に監事を2人置く。</p> <p>2 監事は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。</p>	<p>■大分市地域公共交通協議会会則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の实情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。))及び同法第27条の1第4第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。))の作成等を行うため、大分市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する協議 2) 自家有用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する協議 3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の作成、変更及び実施に関する事項 <p>4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大分市長又はその指名する者 2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者 3) 一般旅客定期航路事業者 4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 5) 鉄道事業者 6) 住民又は利用者の代表 7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者 8) 大分県知事又はその指名する者 9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 10) 道路管理者又はその指名する者 11) 港湾管理者又はその指名する者 12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者 13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者 14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者 15) 学識経験者 16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者 <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。</p> <p>2 委員は再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。</p> <p>(監事)</p> <p>第6条 協議会に監事を2人置く。</p> <p>2 監事は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。</p>

旧	新
<p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。</p> <p>6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。</p> <p>(1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会は、委員又は委員の関係者（委員と同じ法人に所属する者をいう。）から会長が指名する者をもって組織する。</p> <p>3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を招集して分科会の会議を開くことができる。</p> <p>5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。</p> <p>6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。</p> <p>7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報償)</p> <p>第12条 委員（第3条第1項第6号、第9号、第15号及び第16号に規定する委員に限る。）に対する報償は、予算の範囲内で、会長が決定し、これを支払うことができる。</p> <p>2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、予算の範囲内で、会長が決定し、これを支払うことができる。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第13条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この会則は、平成23年 6月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成27年 6月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成28年 10月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、令和 3年 6月25日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、令和 5年 8月2日から施行する。</p>	<p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。</p> <p>6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。</p> <p>(1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会は、委員又は委員の関係者（委員と同じ法人に所属する者をいう。）から会長が指名する者をもって組織する。</p> <p>3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を招集して分科会の会議を開くことができる。</p> <p>5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。</p> <p>6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。</p> <p>7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報償)</p> <p>第12条 委員（第3条第1項第6号、第9号、第15号及び第16号に規定する委員に限る。）に対する報償は、第10条第2項の規定に基づき、会長が決定し、これを支払うことができる。</p> <p>2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、予算の範囲内で、会長が決定し、これを支払うことができる。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第13条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この会則は、平成23年 6月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成27年 6月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成28年 10月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、令和 3年 6月25日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、令和 5年 8月2日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、令和 6年 6月20日から施行する。</p>

旧

新

■ 目標値の算出根拠

● フィーダー補助系統の利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、62,354 人/年とする。

【対象フィーダー補助系統】

- ・白関線（佐賀関～臼杵駅）
- ・白関線（佐賀関～下浦）
- ・杵築原線（5号地大交車庫前～田室～杵築原）
- ・杵原線（5号地大交車庫前～田室～杵原）
- ・杵築原線（5号地大交車庫前～西春日町～杵築原）
- ・杵原線（5号地大交車庫前～西春日町～杵原）
- ・大分市内線（大分駅前～新川～中大山）
- ・大分市内線（大分駅前～西春日町～下坂本）

※数値の算出は、補助金にあわせ前年10月～9月とする

● 路線バス代替交通利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、12,700 人/年とする。

【対象代替交通】

- ・のつはるコミュニティバス
- ・たきおコミュニティバス

※現況値の数値について

2020（令和2）年10月からの運行のため、現況値は、2020（令和2）年10月～2021（令和3）年9月の数値を採用し、令和3年度は、2021（令和3）年4月～2022（令和4）年3月までの数値を実績値として取り扱う

● ふれあい交通の利用者数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、10,500 人/年とする。

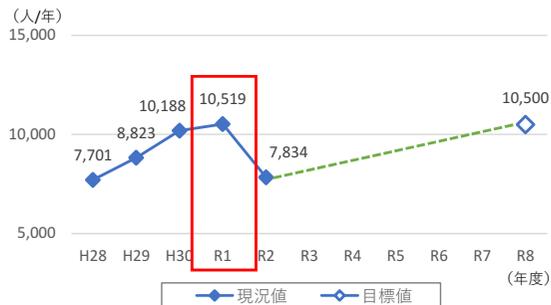


図 ふれあい交通の利用者数 (人/年)

■ 目標値の算出根拠

● フィーダー補助系統の利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、7,017 人/年とする。

【対象フィーダー補助系統】

- ・白関線（佐賀関～臼杵駅）
- ・白関線（佐賀関～下浦）

(削除)

※数値の算出は、補助金にあわせ前年10月～9月とする

● 路線バス代替交通利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、30,094 人/年とする。

【対象代替交通】

- ・のつはるコミュニティバス
- ・たきおコミュニティバス
- ・やはたコミュニティバス (フィーダー補助系統)

現況値の数値について

- ・のつはる、たきお (12,700 人/年)

2020（令和2）年10月からの運行のため、現況値は、2020（令和2）年10月～2021（令和3）年9月の数値を採用し、令和3年度は、2021（令和3）年4月～2022（令和4）年3月までの数値を実績値として取り扱う

- ・やはた (17,394 人/年)

1 便あたり 2 名以上の乗車を目標として算出。

● ふれあい交通の利用者数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、10,500 人/年とする。

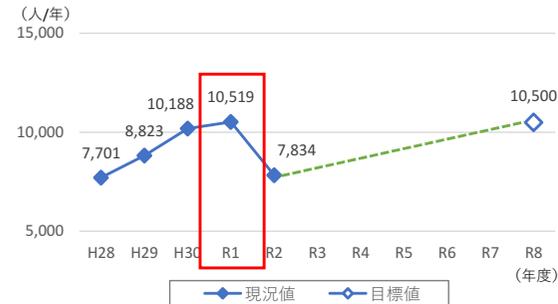


図 ふれあい交通の利用者数 (人/年)

旧	新
<p>●公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率（フィーダー補助系統）</p> <p>・目標値は、2020（令和2）年度の実績を参考として、35%とする。</p> <p>【対象フィーダー補助系統】 ・F1関線（7系統） 柞原-机張原線（8系統）</p> <p>※収支率については、国費と市費を除く経常収益（運送収入、運送雑収、営業外収益）と経常費用を割って算出を行う</p> <p>●公的資金投入額（主な地域旅客運送サービスに関する事業）</p> <p>・目標値は、2020（令和2）年度の実績を参考として、343,000千円/年とする。</p> <p>決算ベース 対象事業 中心市街地循環型バス運行事業 ふれあい交通運行事業 路線バス代替交通運行事業 交通渋滞対策・公共交通利用促進事業（P&R） 交通結節機能施設等管理運営業務 生活交通確保維持事業（フィーダー補助） 低床バス車両購入費補助事業 交通・買い物支援対策事業（おでかけ交通） 長寿応援バス事業 公共交通受入環境整備事業（バスロケ・サイネージ）</p> <p>※国庫補助、県補助の対象となる上記事業があるため、その補助金額を含んで算出</p> <p>●全バス車両に占める低床バス車両の割合</p> <p>・目標値は、バリアフリー法を参考に80%以上とする。</p> <p>【低床バス車両】 ・全車両（R2）：202台 ・低床バス車両（R2）：66.3%（134台） ・低床バス車両（目標値）：80%以上</p> <p>※低床バス車両：BF法適合車両（スロープ付き及びリフト付きバス）を含む</p> <p>●全タクシー車両に占めるUDタクシーの割合</p> <p>・目標値は、バリアフリー法を参考に25%以上とする。</p> <p>【バリアフリー法の基本方針】 ・2020(令和2)年11月、国土交通省はバリアフリー法の基本方針（大臣告示）に掲げる福祉・UDタクシー車両台数の導入目標を全国9万台に上方修正しただけでなく、UDタクシーを地方に普及させることを目的に各都道府県のタクシー総車両数の約25%をUDタクシーにするという目標を新たに設定しました。</p>	<p>●公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率（フィーダー補助系統）</p> <p>・目標値は、2020（令和2）年度の実績を参考として、35%とする。</p> <p>【対象フィーダー補助系統】 ・F1関線（2系統） （削除）</p> <p>※収支率については、国費と市費を除く経常収益（運送収入、運送雑収、営業外収益）と経常費用を割って算出を行う</p> <p>●公的資金投入額（主な地域旅客運送サービスに関する事業）</p> <p>・目標値は、2020（令和2）年度の実績を参考として、343,000千円/年とする。</p> <p>決算ベース 対象事業 中心市街地循環型バス運行事業 ふれあい交通運行事業 路線バス代替交通運行事業 交通渋滞対策・公共交通利用促進事業（P&R） 交通結節機能施設等管理運営業務 生活交通確保維持事業（フィーダー補助） 低床バス車両購入費補助事業 交通・買い物支援対策事業（おでかけ交通） 長寿応援バス事業 公共交通受入環境整備事業（バスロケ・サイネージ）</p> <p>※国庫補助、県補助の対象となる上記事業があるため、その補助金額を含んで算出</p> <p>●全バス車両に占める低床バス車両の割合</p> <p>・目標値は、バリアフリー法を参考に80%以上とする。</p> <p>【低床バス車両】 ・全車両（R2）：202台 ・低床バス車両（R2）：66.3%（134台） ・低床バス車両（目標値）：80%以上</p> <p>※低床バス車両：BF法適合車両（スロープ付き及びリフト付きバス）を含む</p> <p>●全タクシー車両に占めるUDタクシーの割合</p> <p>・目標値は、バリアフリー法を参考に25%以上とする。</p> <p>【バリアフリー法の基本方針】 ・2020(令和2)年11月、国土交通省はバリアフリー法の基本方針（大臣告示）に掲げる福祉・UDタクシー車両台数の導入目標を全国9万台に上方修正しただけでなく、UDタクシーを地方に普及させることを目的に各都道府県のタクシー総車両数の約25%をUDタクシーにするという目標を新たに設定しました。</p>